

平成二十年二月二十九日受領  
答 弁 第 九 九 号

内閣衆質一六九第九号

平成二十年二月二十九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応及び説明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員の長期欠勤に対する外務省の対応及び説明に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

先の答弁書（平成二十年二月八日内閣衆質一六九第三九号）二から四までについてでお答えしたとおり、御指摘の職員が休暇等により不在の場合には、所属部局の幹部職員等にその事務を代行等させており、同職員に替えて別の者をその職に充てているわけではなく、また、このことにより、現時点で業務に支障は生じていない。なお、御指摘の職員は、先の答弁書（平成二十年一月十一日内閣衆質一六八第三六一号）一、二、五及び六についてでお答えしたとおり、休暇を取得する際には、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づいて適正に休暇を取得しており、問題はないと考えている。

四及び五について

御指摘の職員が行った御指摘の講演に対する報酬は支払われていない。